

旧三木市民病院の医薬品納入業者元社員による 不法行為事案における和解について

旧三木市民病院（以下「旧市民病院」という。）へ医薬品を納入していた株式会社ケーエスケー（以下「ケーエスケー」という。）の元社員が医薬品を窃盗し、旧市民病院に損害を与えた事案について、ケーエスケーが使用者責任を認めて陳謝し、現時点において判明している全ての損害を賠償する意思を示したことから、関係者間で和解協議を行い、本日の市議会において下記のとおり和解することについて可決されました。

1 和解内容

- (1) 相手方 大阪府中央区本町橋1番20号
株式会社ケーエスケー
- (2) 和解金額 135,273,538円
- (3) 付帯条項
 - ① 元社員を被告人とする刑事事件の確定判決により、和解金を超える損害が発生したことが明らかとなった場合は、再度協議し、ケーエスケーは市に対し新たに判明した損害を賠償する。
 - ② 市はケーエスケーに対し、元社員を被告人とする刑事事件の確定判決により認定された損害の額が、和解金を下回った場合であっても、和解金は返還しない。
- (4) 和解日 令和元年9月30日

問い合わせ 三木市総務部財政課
電話 0794-82-2000（内線 2450）